

建築物等の壁面の位置の制限

【流通業務地区】

流通業務地区において、都市計画道路（森本野々市線）に面して建築物を建築する場合、建築物の外壁面については、道路境界線より3.0m以上後退させることにより、快適でゆとりのある流通業務空間をつくります。

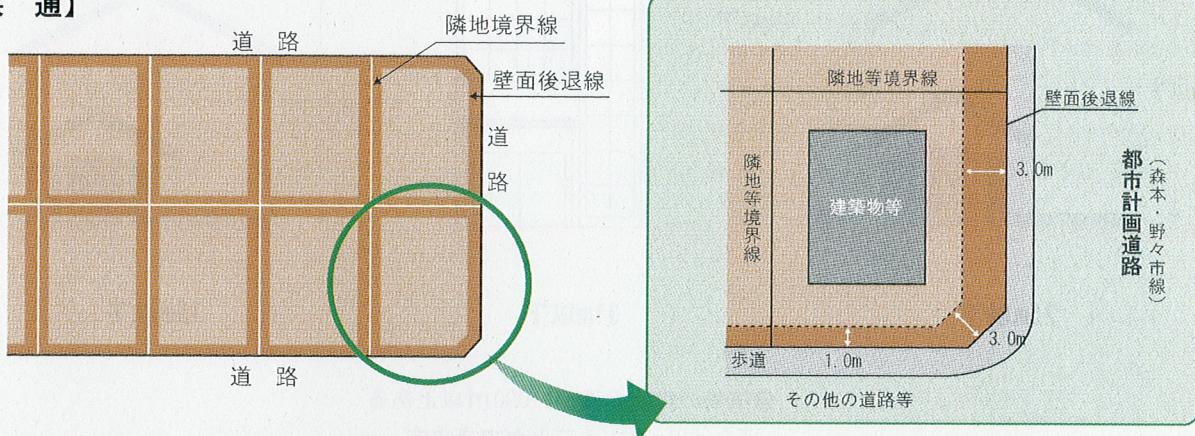
都市計画道路（森本野々市線）から3.0m以上、その他の道路及び隣地等の境界線からは1.0m以上、建築物の壁面を後退して建築しなければなりません。

【一般住宅地区・低層住宅地区】

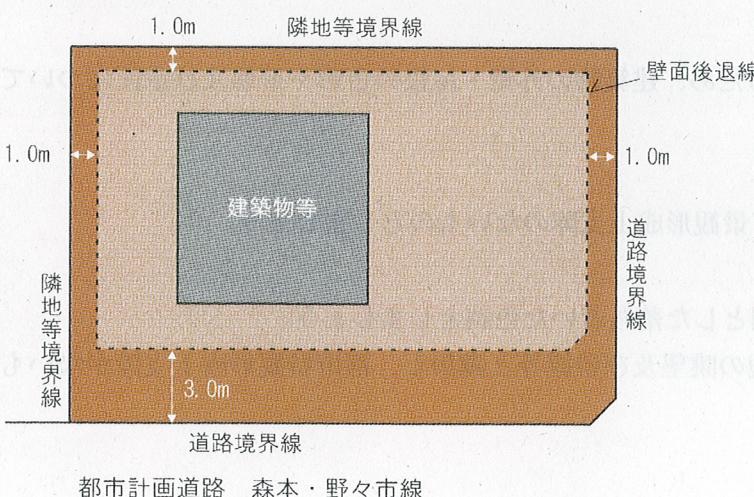
快適でゆとりのある住宅地とすることをめざし、建物の過度の建てづまりを防ぎ、日照・通風及び落雪・たい雪スペースの確保、あるいは「みどり」の空間を創出するために、道路や隣地等の境界線から後退して建築したり、空地をとって建築してください。

道路及び隣地等の境界線からは1.0m以上、建築物の壁面を後退して建築しなければなりません。

【共 通】



【流通業務地区】



【一般住宅地区・低層住宅地区】

